

岐阜県教職員組合 実習教員部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和4年7月28日16時00分～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（16：00）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 実習教員部（令和4年7月28日）

要 望 事 項	回 答
1 実習教員の賃金とその制度について	
①2016年岐阜県教育委員会発令「実習助手等の取扱い」の中にある「高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手」とは「実習教諭」と解釈してよろしいですね。	給与条例の級別標準職務表に規定する「高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手」は、給与条例上の実習助手のうち、実習教諭かつ実習教諭としての一定年数経験者を想定しています。 実習教諭の昇格基準については、平成26年度より変更後の基準で運用を始めたところであり、引き続き他県の状況等を参考に検討してまいります。 特別支援学校の実習助手の昇格については、他県の状況等を踏まえ、検討を行っていきたいと考えております。
②上記①の給与表1級の実習助手は、実習教諭に昇格後、すぐに2級昇級として下さい。	
③特別支援学校の実習助手の昇給昇格制度について、他の教科の実習教員と同様な昇給昇格制度を求めます。昨年の回答では検討中とのことでしたが、検討の結果を教えてください。	
④「実習免許」取得のための、県主催の認定講習を計画的に開催して下さい。	現在、本県の免許法認定講習は、喫緊の課題として、高校・情報が令和7年度の大学入試共通テストからの出題教科となることに対応するため、高等学校・情報免許取得推進に力を入れております。また、特別支援学校教諭免許取得推進及び他校種免許取得の推進のための講習を優先的に開催しており、当分の間、実習教諭免許取得のための講座を開講することは困難な状況です。 平成28年度及び令和元年度に実施した、実習免許を含めた認定講習の受講希望調査を、今後も定期的実施するほか、他県における講習開催状況や関係大学の実施体制の把握等に努め、開講の必要性を検討します。
⑤実習教諭の再任用については、2級での退職の場合は再任用後も2級職を継続するという現在の条件を継続して下さい。	現在の条件を今後も継続していきたいと考えております。
2 実習教員が職場で十分な教育活動ができるよう以下の条件整備をお願いします。	
①より充実した実験実習の実現のために、1校に実習教員の複数配置を行って下さい。	実習助手の配置は、いわゆる標準法に基づいております。配置数については、各校の実態や状況を踏まえながら引き続き検討してまいります。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 実習教員部（令和4年7月28日）

	要 望 事 項	回 答
	②実習教員の（実習教諭、実習助手）の職務内容を明確化してください。	実習助手及び実習教諭の職務については学校教育法あるいは県の管理規則に定められているとおりであり、教諭の職務「児童（生徒）の教育をつかさどる」とは異なっています。しかしながら、実習助手あるいは実習教諭と教諭が、その他の教職員も含め相互に連携・協力しあい学校の教育活動を支えていく重要な担い手であることに変わりはありません。今後も、学校の様々な教育活動が円滑に実施できるようご協力いただきたいと思います。それぞれの職務については、校長会等の機会を捉えて周知していきたいと考えます。
	③実習教員の人事については、実習教員の専門性を重視して下さい。	人事異動につきましては、他の職と同様、県民の学校教育に対する期待に応える特色ある学校づくりが推進されるよう、適材を適所に効果的に配置し、もって全県的な教育水準の維持向上を図ることができるよう行っています。
3	実習助手の採用選考試験について	
	①試験内容、日程の発表を、遅くとも試験日の2か月前におこなってください。	受験予定者への配慮として、できうるかぎり早期に発表できるよう検討します。
	②採用選考試験の採点結果の配点を受験者にお知らせ下さい。	これまで不合格者に対して、総合ランク・筆記試験（一般・専門それぞれ）・論文試験・面接試験の得点を示しているところです。筆記試験については、受験者の利用に資するよう、正答例も含めて公開しております。